



職員の皆さん、協力会社の工事関係者の皆さんには、日々、工事施工にあたり精力的に取り組んでいただきこの場を借りて感謝を申し上げます。

さて、7月1日(金)～7日(木)は95回目の全国安全週間です。全国安全週間は労働災害の無い安全で働きやすい現場・

職場づくりを目指し制定され、今年のスローガンは「安全は急がず 焦らず 怠らず」です。また、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日～30日は準備期間とし、さまざまな取り組みがなされます。しっかり取り組んで参りましょう。

近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や労働者の作業行動に起因する労働災害が増加し、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況で、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況です。当社では、昨年度、交通死亡災害を含む7件の労働災害がありました。朝礼や現場巡視、安全パトロール、災害防止協議会、安全教育などを通して意識の高揚を図っていますが、今一度、自分たちが「重量物」「機械器具」「重機車両」などリスクの高いものに囲まれて仕事をしていることを認識し、緊張感を持った中で働いていただきたいと思います。

当社が目指す顧客満足度の向上において、顧客を「国民であり、地域社会で生きる人たち」と定義しています。また、建設業は地域住民の命を守るというエッセンシャルワーカーの役割を担っています。働く人の「人命尊重」「安全第一」という全国安全週間の基本理念を土台に「私たち建設業が地域を支える」という気概を持って日々の仕事に取り組んで参りましょう。 戸沼岩崎建設(株) 代表取締役社長 戸沼 淳

## 社内研修会

4月28日(木)、函館市民会館大会議室で社内研修会を開催しました。令和3年度決算報告や令和4年度経営方針の発表、工事成績優良者と優良運転者の表彰、令和4年度のマネジメントシステムの説明や土木部門、建築部門、オフィス・営業部門の実施計画の発表、改良後の転石固定工法の報告がありました。



戸沼社長は「ISOを通して当社の課題と進むべき方向、目標を確認しました。実り多い一年にしましょう」と結び、研修会を終了しました。

# 安全と衛生



戸沼岩崎建設株式会社 発行

令和4年6月15日

<http://www.tonuma.com/>

第252号

## 令和4年度 工事着工期における 建設産業交通事故防止総ぐるみ運動

この総ぐるみ運動は、工事着工期にあたり、建設工事関係者の交通事故防止に向けて、関係機関が一丸となって交通安全運動を展開し、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるように習慣づけることで、関係者一人ひとりの交通安全意識の高揚を促し、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。7つの運動重点項目は下記の通りです。

1. 子どもと高齢者の安全確保。
2. 自転車の安全利用の推進。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用。
4. 飲酒運転の根絶。
5. 工事現場周辺及び住宅部道路での減速と交差点における事故防止。…トラックや特殊車両の出入りが激しい工事現場周辺の道路は危険がいっぱいです。



現場の整理整頓はもちろん「死角」のどきにくい環境づくりにもつとめましょう。

また、職場内では交通安全教育を推進し、一人ひとりに安全速度の遵守や安全確認を徹底するなど、交通安全に対する意識を高める事も重要です。「毎日事故ゼロ」を目指し、実践する一人ひとりの自覚が大切です。

6. 過労運転及び過積載運行の防止。…過労運転は、大きな事故の原因となります。運転の疲労を防止するため、休息をとるようにしましょう。
7. 安全意識の向上(ディ・ライト運動の推進、ハイビームの活用等)。

また、過積載は制動距離を伸ばし、カーブでのハンドル操作も不安定になるといった危険が生じます。積載に際しての法律を知ること、積載物の重量や積荷の種類・状態をしっかりと把握し、事故を未然に防ぎましょう。

7. 安全意識の向上(ディ・ライト運動の推進、ハイビームの活用等)。

ディ・ライト運動とは、自動車運転中、昼間からライトを点灯し交通事故防止を図ろうとする運動です。また、車両の夜間走行は、他の車両の妨げになる時を除き、ハイビーム走行が基本です。

## モノレール講習会



5月20日(金)、原木地区その4緊急予防治山工事の現場を会場にGクリフから講師を迎え、モノレール取扱講習会を開催し当社職員や興伸工業他から20名が参加し学びあいました。



6月14日(火)、函館建築工業協同組合を会場にモノレールメーカーの光永産業から講師を招き、2級モノレール技士講習会を開催し、戸沼岩崎建設7名、興伸工業5名が受講。講習会後に実施された筆記試験には全員が合格しました。

## アルコール検知器使用の準備を始めましょう!

前号の「安全と衛生」251号でもご紹介しましたが、道路交通法施行規則の一部が改正され、4月1日から運転前後の運転者に対して、目視等により酒気帯びの有無を確認し、その内容を記録して一年間保存することが安全運転管理者の業務として義務づけられました。



10月1日からは、目視等に加えて、アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認が義務づけられています。10月1日の直前になって慌てないように準備を始めておきましょう。

## 覚低走行にご注意!



居眠りをしているわけではなくとも、注意力のレベルが「居眠り運転」と同じくらい低下した状態の非常に危険な運転走行を「覚低走行」といいます。

北海道は長距離・長時間の運転になりやすいことから「覚低走行」になっ

て事故が起こしやすいと考えられています。

このような危険な運転に陥らないために

1. 疲れや眠気を感じたら、直ちに最寄りの道の駅や駐車帯等で休憩しましょう。
2. 少なくとも2時間に1回は、疲れや眠気を感じなくとも休憩しましょう。
3. 交通量の少ない直線道路を走行するときは、目線が前方の一点に固定してしまいがちになります。目の動きが止まると注意力が低下するため意識して目線を動かすようにしましょう。